

伊賀市告示第8号

令和6年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和6年2月1日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和 6 年度

伊賀市職員選考採用募集要項

（ 看護師 ）

令和 6 年度

伊賀市職員選考採用募集要項

【職種、受験資格、採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
看 護 師	① 看護師(婦・士)免許を有する人又は希望する採用予定日までに取得見込みの人 ② 夜間勤務を伴う交代制勤務ができる人	昭和 50 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	10 人程度

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

【選考試験】

- ・ 日 時 試験日は別表のとおりです。
- ・ 会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・ 内 容 作文試験、面接試験

※面接試験の参考にするため、応募された方全員に適性検査を受けていただきます。
詳細は、受験票発送時にお知らせします。

【提出書類】

- ・ 令和 6 年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1 通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) 又は伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/>) からアクセスできます。

【受付期間】

令和 6 年 2 月 1 日（木）から希望する選考試験日の 14 日前までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。（日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、応募締切日の午後 5 時 15 分までの必着とします。

(※) 注意事項

- ・ 郵送による申込みの場合、受付時間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・ 受験票は郵送でお届けします。受験日の 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。

- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課（Tel0595-41-0065）
〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地
伊賀市総務部人事課（Tel0595-22-9605）

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院

【その他】

- 1 採用予定日等は、別表のとおりです。
- 2 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 3 年次有給休暇、夏季厚生休暇のうち、連続した7日間の休暇が取得できるよう取組んでいます。
- 4 病院敷地内に託児施設があります。
- 5 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 6 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

（別表）

選考試験日	採用予定日
【第1回】令和6年6月7日(金)	【第1回】令和6年8月1日
【第2回】令和6年7月5日(金)	【第2回】令和6年9月1日
【第3回】令和6年8月2日(金)	【第3回】令和6年10月1日
【第4回】令和6年10月4日(金)	【第4回】令和6年12月1日
【第5回】令和6年12月6日(金)	【第5回】令和7年2月1日
【第6回】令和7年2月7日(金)	【第6回】令和7年4月1日

※選考試験日と採用予定日は上表から選択して下さい。

但し、選考試験日・回が採用予定日・回を下回らないこと。

例) 希望する選考試験日が【第3回】の場合、採用予定日は【第3回】から【第6回】までのいずれかを選択して下さい。

令和6年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	看護師	選考試験 採用予定 希望日を記入 してください。	選考試験	第 回	年 月 日
受験番号	(市記入欄)		採用予定	第 回	年 月 日

年 月 日現在(すべて和暦で記入してください。)		写真 縦4cm 横3cm 申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付
フリガナ	性別(※1)	
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)	
フリガナ		
現 住 所	TEL - -	
	緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL - -
フリガナ		
連 絡 先 (※2)		

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記入してください。
※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記入のこと。)					
学 校 名	学部名	学科名	期 間	区 分	
			年 月から	卒	年中退
			年 月まで	卒見	年在学
			年 月から	卒	年中退
			年 月まで	卒見	年在学
			年 月から	卒	年中退
			年 月まで	卒見	年在学
			年 月から	卒	年中退
			年 月まで	卒見	年在学
職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))					
※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記入してください。					
勤 務 先		所 在 市 町 村		期 間	
				年 月から	
				年 月まで	
				年 月から	
				年 月まで	
				年 月から	
				年 月まで	
				年 月から	
				年 月まで	
				年 月から	
				年 月まで	
免許資格等 (自動車運転免許を含む。) 看護師免許については、取得見込みの場合も記入してください。					
取 得 年 月 日		免 許 資 格 等 の 名 称			
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。					
氏名 (自署のこと。)					

令和 6 年度

伊賀市職員選考採用募集要項

（ 介護福祉士 ）

令和 6 年度

伊賀市職員選考採用募集要項

【職種、受験資格、採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
介護福祉士	① 介護福祉士資格を有する人又は希望する採用予定日までに取得見込みの人 ② 夜勤を含む交代制勤務ができる人	昭和 50 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	5 人程度

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

【選考試験】

- ・ 日 時 試験日は別表のとおりです。
- ・ 会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・ 内 容 作文試験、面接試験

※面接試験の参考にするため、応募された方全員に適性検査を受けていただきます。
詳細は、受験票発送時にお知らせします。

【提出書類】

- ・ 令和 6 年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1 通
(高校生の場合は、高等学校統一様式での申込み可)
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) 又は伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/>) からアクセスできます。

【受付期間】

令和 6 年 2 月 1 日（木）から希望する選考試験日の 14 日前までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。（日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、応募締切日の午後 5 時 15 分までの必着とします。

(※) 注意事項

- ・ 郵送による申込みの場合、受付時間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・ 受験票は郵送でお届けします。受験日の 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。

- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課（Tel0595-41-0065）
〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地
伊賀市総務部人事課（Tel0595-22-9605）

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院

【その他】

- 1 採用予定日等は、別表のとおりです。
- 2 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 3 年次有給休暇、夏季厚生休暇のうち、連続した7日間の休暇が取得できるよう取組んでいます。
- 4 病院敷地内に託児施設があります。
- 5 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 6 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

（別表）

選考試験日	採用予定日
【第1回】令和6年6月7日(金)	【第1回】令和6年8月1日
【第2回】令和6年7月5日(金)	【第2回】令和6年9月1日
【第3回】令和6年8月2日(金)	【第3回】令和6年10月1日
【第4回】令和6年10月4日(金)	【第4回】令和6年12月1日
【第5回】令和6年12月6日(金)	【第5回】令和7年2月1日
【第6回】令和7年2月7日(金)	【第6回】令和7年4月1日

※選考試験日と採用予定日は上表から選択して下さい。

但し、選考試験日・回が採用予定日・回を下回らないこと。

例) 希望する選考試験日が【第3回】の場合、採用予定日は【第3回】から【第6回】までのいずれかを選択して下さい。

令和6年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	介護福祉士	選考試験 採用予定 希望日を記入 してください。	選考試験	第 回	年 月 日
受験番号	(市記入欄)		採用予定	第 回	年 月 日

年 月 日現在(すべて和暦で記入してください。)		写真 縦4cm 横3cm 申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付
フリガナ	性別(※1)	
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)	
フリガナ		
現 住 所	TEL - -	
	緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL - -
フリガナ		
連 絡 先 (※2)	TEL - -	

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記入してください。
※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記載のこと。)					
学 校 名	学部名	学科名	期 間	区 分	
			年 月から	卒	年中退
			年 月まで	卒見	年在学
			年 月から	卒	年中退
			年 月まで	卒見	年在学
			年 月から	卒	年中退
			年 月まで	卒見	年在学
			年 月から	卒	年中退
			年 月まで	卒見	年在学
職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))					
※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記入してください。					
勤 務 先		所 在 市 町 村		期 間	
				年 月から	
				年 月まで	
				年 月から	
				年 月まで	
				年 月から	
				年 月まで	
				年 月から	
				年 月まで	
				年 月から	
				年 月まで	
免許資格等(自動車運転免許を含む。) 介護福祉士資格については、取得見込みの場合も記入してください。					
取 得 年 月 日		免 許 資 格 等 の 名 称			
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。					
氏名 (自署のこと。)					

伊賀市告示第 9 号

伊賀市障害福祉サービス事業者等運営支援金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市障害福祉サービス事業者等運営支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に伴い光熱費等の負担が増加している障害福祉サービス事業者等を支援することを目的として交付する伊賀市障害福祉サービス事業者等運営支援金（以下「支援金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者は、令和 6 年 1 月 1 日時点において市内に所在する次の各号のいずれかの事業（伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 号）の規定による伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金の交付の対象となる事業を除く。以下「対象事業」という。）を行う事業所を運営する事業者であって、支援金の交付の申請をする時点において納付期限が到来している本市の市税及び公共料金について未納がないもののうち、物価高騰による影響を受けているものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち、居宅介護（重度訪問介護を含む。）、短期入所（空床利用型を除く。）、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業
- (2) 障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定する相談支援のうち、計画相談支援を行う事業
- (3) 障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定する地域活動支援センターを経営する事業

- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援、放課後等デイサービス又は保育所等訪問支援を行う事業（交付対象費用）

第 3 条 支援金の交付の対象となる費用は、対象事業における令和 5 年 6 月から令和 5 年 11 月までの各月（以下「交付対象月」という。）に要した次に掲げる費用（以下「光熱費等」という。）とする。ただし、交付対象月のうち令和 3 年の同月（当該月に対象事業を行っていない場合は、令和 4 年の同月）（以下「比較対象月」という。）に対象事業を行っていない月（以下「除外月」という。）に要した光熱費等は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 光熱費
- (2) 燃料費
- (3) 食材費（対象事業のうち施設入所支援を行う事業に要する場合に限る。）

（支援金の額）

第 4 条 支援金の額は、交付対象月（除外月を除く。以下この項において同じ。）の光熱費等の額から比較対象月の光熱費等の額を減じた額の合計額（当該合計額に三重県が交付する障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金の交付を受けている、又は受ける予定である費用の額を含む場合は、当該額を除いた額）とし、別表 1 事業所当たりの支援金上限額（6 月分）の欄に定める額（以下「基準額」という。）を上限とする。ただし、交付対象月の月数が 6 月に満たないときは、基準額に交付対象月の月数に相当する数を乗じて 6 で除した額を上限とする。

- 2 前項の規定による支援金の額の算定は、対象事業ごとに行うものとし、算出した支援金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

（支援金の交付申請の様式等）

第 5 条 支援金に係る規則第 4 条第 1 項の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市障害福祉サービス事業者等運営支援金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、令和 6 年 2 月 29 日までにを行うものとする。

- (1) 前条の規定による支援金の額の算定に係る光熱費等の領収書の写しその他の当該費用の額を証明できるもの
- (2) 三重県が交付する障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金を受ける場合は、当該補助金の交付申請書及び交付決定通知書の写し

- (3) 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(支援金の交付決定通知等)

第6条 支援金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同条第1項の規定にかかわらず、伊賀市障害福祉サービス事業者等運営支援金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 市長は、規則第5条第1項に規定する審査及び現地調査等により支援金を交付しないことを決定したときは、伊賀市障害福祉サービス事業者等運営支援金不交付決定通知書（様式第3号）により支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費	障害福祉サービス等の種別		1事業所当たりの支援金上限額（6月分）
光熱費 燃料費	施設入所支援 共同生活援助	定員5名以下	60,000円
		定員6名～10名	120,000円
		定員11名～15名	180,000円
		定員16名～20名	240,000円
		定員21名以上	300,000円
	自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	定員10名以下	60,000円
		定員11名～20名	120,000円

	生活介護	定員 21 名～30 名	180,000 円
	児童発達支援	定員 31 名以上	240,000 円
	放課後等デイサービス		
	地域活動支援センター		
	計画相談支援		60,000 円
	保育所等訪問支援		60,000 円
	居宅介護・重度訪問介護	介護職員 10 名以下	60,000 円
		介護職員 11 名以上	120,000 円
食材費	施設入所支援		定員 1 名当たり 5,400 円

備考

- 1 共同生活援助及び施設入所支援の定員の数には、短期入所（併設型）の定員の数を含む。
- 2 地域活動支援センターにあっては、定員とあるのは、交付対象月の平均利用者数とする。

伊賀市告示第 10 号

伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に伴い光熱費等の負担が増加している介護保険サービス事業者等を支援することを目的として交付する伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金（以下「支援金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者は、令和 6 年 1 月 1 日時点において市内に所在する次の各号のいずれかの事業所又は施設の運営（以下「対象事業」という。）をする事業者であって、支援金の交付の申請をする時点において納付期限が到来している本市の市税及び公共料金について未納がないもののうち、物価高騰による影響を受けているものとする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスのうち訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（空床利用型を除く。）若しくは特定施設入居者生活介護、同条第 14 項に規定する地域密着型サービスのうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護若しくは複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）若しくは同条第 24 項に規定する居宅介護支援を行う事業所、同条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、第 27 項に規定する介護老人福祉施設又は同条第 28 項に規定する介護老人保健施設
- (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム又は同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム

(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条に規定するサービス付き高齢者向け住宅

（交付対象費用）

第 3 条 支援金の交付の対象となる費用は、対象事業における令和 5 年 6 月から令和 5 年 11 月までの各月（以下「交付対象月」という。）に要した次に掲げる費用（以下「光熱費等」という。）とする。ただし、交付対象月のうち令和 3 年の同月（当該月に対象事業を行っていない場合は、令和 4 年の同月）（以下「比較対象月」という。）に対象事業を行っていない月（以下「除外月」という。）に要した光熱費等は、支援金の交付の対象としない。

(1) 光熱費

(2) 燃料費

(3) 食材費（対象事業のうち訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び居宅介護支援に係るものを除く。）

（支援金の額）

第 4 条 支援金の額は、交付対象月（除外月を除く。以下この項において同じ。）の光熱費等の額から比較対象月の光熱費等の額を減じた額の合計額（当該合計額に三重県が交付する介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金の交付を受けている、又は受ける予定である費用の額を含む場合は、当該額を除いた額）とし、別表 1 事業所当たりの支援金上限額（6 月分）の欄に定める額（以下「基準額」という。）を上限とする。ただし、交付対象月の月数が 6 月に満たないときは、基準額に交付対象月の月数に相当する数を乗じて 6 で除した額を上限とする。

2 前項の規定による支援金の額の算定は、対象事業ごとに行うものとし、算出した支援金の額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。

（支援金の交付申請の様式等）

第 5 条 支援金に係る規則第 4 条第 1 項の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、令和 6 年 2 月 29 日までにを行うものとする。

(1) 前条の規定による支援金の額の算定に係る光熱費等の領収書の写しその他の当該費用の額を証明できるもの

(2) 三重県が交付する介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金を受

ける場合は、当該補助金の交付申請書及び交付決定通知書の写し

(3) 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定通知等)

第6条 支援金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同条第1項の規定にかかわらず、伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、規則第5条第1項に規定する審査及び現地調査等により支援金を交付しないことを決定したときは、伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金不交付決定通知書（様式第3号）により支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

サービス 形態	介護サービス等の種別		1事業所当たりの支援金上限 額（6月分）	
			光熱費、燃料 費	食材費
訪問	居宅介護支援	ケアマネ5名以下	60,000円	定員1名当 たり 5,400円
		ケアマネ6名以上	90,000円	
	訪問介護・訪問入浴介 護 訪問看護	介護(看護)職員10名以 下	60,000円	
		介護(看護)職員11名～ 20名	120,000円	
		介護(看護)職員21名以 上	150,000円	
通所	通所介護	定員10名以下	90,000円	定員1名当 たり 1,800円
	通所リハビリテーショ ン	定員11名～20名	120,000円	
		定員21名～30名	180,000円	

	地域密着型通所介護	定員 31 名～40 名	240,000 円	
	認知症対応型通所介護	定員 41 名以上	300,000 円	
通所・訪問・入所	小規模多機能型居宅介護		300,000 円	通所の場合 定員 1 名当たり 1,800 円 入所の場合 定員 1 名当たり 5,400 円
	看護小規模多機能型居宅介護		300,000 円	
入居	特定施設入居者生活介護		600,000 円	定員 1 名当たり 5,400 円
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	定員 10 名以下	300,000 円	
		定員 11 名～20 名	600,000 円	
入所	短期入所生活介護 (ショートステイ)	定員 10 名以下	120,000 円	
		定員 11 名～20 名	240,000 円	
		定員 21 名～30 名	360,000 円	
		定員 31 名～40 名	480,000 円	
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	定員 21 名～40 名	360,000 円	
		定員 41 名以上	600,000 円	
	介護老人保健施設		600,000 円	
	養護老人ホーム		600,000 円	
その他	サービス付き高齢者向け住宅等 (ケアハウス含む)	定員 11 名～20 名	240,000 円	
		定員 21 名～40 名	480,000 円	
		定員 41 名以上	600,000 円	

備考 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は、通所又は入所の利用形態によりそれぞれの利用定員から上限額を算定し、その合計額を上限とする。

伊賀市告示第 11 号

令和 5 年度伊賀市職員募集要項を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度
伊賀市職員募集要項

保育士（任期付）

職員採用選考

令和6年4月1日採用

＜受験申込受付期間＞

2024（令和6）年2月2日（金）から

2024（令和6）年2月19日（月）正午まで

令和5年度 伊賀市職員募集要項

【保育士（任期付）職員採用選考】

【職種・受験資格・採用予定人数】

職 種	受 験 資 格	採用予定人数
	学 歴 ・ 免 許 等	
保育士	保育士資格を有する人または令和6年3月末までに取得見込みの人 ※令和6年4月1日時点で、保育士登録されていること	5人程度

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1)地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人

(2)永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1)市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2)市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3)市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4)その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【選考日時、会場】

職 種	内 容	日 時	会 場
保 育 士	面接試験 実技試験	令和6年2月23日（金・祝）	伊賀市役所本庁 （伊賀市四十九町 3184 番地）
	作文試験	受験申込受付期間内に作文を提出	-

選考の結果は、可否に関係なく受験者全員に電子メールで通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【選考の内容】

科 目	内 容
面 接 試 験	志望動機や自己PR、人柄などについて個別に20分程度の面接を行います。
実 技 試 験	◎童謡を使った模擬保育 3歳児が5人程度いることを想定し、導入も含めて5分程度で課題曲を使った模擬保育を行っていただきます。手遊び、歌遊び、ピアノ弾き歌いなど、自由に行ってください。課題曲は受験者に事前にお知らせします。ピアノは試験会場に準備しています。 ◎絵本読み聞かせ 3歳児が5人程度いることを想定し、課題の絵本を使って読み聞かせを行っていただきます。課題の絵本は試験会場で発表します。
作 文 試 験	指定した課題（テーマ）について、自身の考えなどを800字以内で述べていただきます。受験申込受付期間内に提出してください。

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申込みに、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込みフォーム（<https://logoform.jp/form/KPw2/489954>）

申込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。
「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。

また、申込書は、人事課及び各支所にも備え付けています。

郵送により申込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※伊賀市ホームページ（<https://www.city.iga.lg.jp/0000011784.html>）



◆受付期間

令和6年2月2日（金）～令和6年2月19日（月）正午受信分まで

郵送による申込みは、必ず簡易書留とし、令和6年2月19日（月）正午での必着とします。

◆郵送の場合の申込先（問い合わせ先）

〒518-8501 伊賀市四十九町3 1 8 4 番地

伊賀市総務部人事課（Tel:0595-22-9605）

◆作文の提出について

指定の様式に800字以内で自身の考えなどを述べたものを記入し、上記受付期間内に提出してください。

電子データの場合は「saiyou@city.iga.lg.jp」宛てに電子メールにて提出、紙媒体の場合は伊賀市総務部人事課（伊賀市四十九町3 1 8 4 番地）まで郵送または持参にて提出してください。

様式は、伊賀市ホームページ（<https://www.city.iga.lg.jp/0000011784.html>）からダウンロードできるほか、「saiyou@city.iga.lg.jp」へ様式送付希望のご連絡をいただきましたら返信メールにて送付します。また、人事課及び各支所にも備え付けています。

◆注意事項

- ・受付期間を過ぎて到着した申込み、作文は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。
郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・申込みに使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。
これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」から電子メールを受信できるように設定してください。）
- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
このために生じた申込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。
- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- ・申込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考及び任用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【採用予定日】

令和6年4月1日

【任期】

採用日から2年（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

※任期満了後は状況により、任期を更新する場合があります（採用日から通算して5年が任期の上限）。

【勤務条件（令和５年４月１日時点）】※伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。

◆勤務時間

原則として、月曜日～金曜日（週 38 時間 45 分勤務）

8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分（休憩 60 分）

※配属先により異なる場合があります。

※早番・遅番勤務あり（シフト制）

◆勤務地

原則として伊賀市立各保育所（園）のいずれか

◆採用後の給与等（令和５年４月１日時点）

◇給与等

給料月額 219,802 円 ※地域手当を含む

- ・上表のほか、条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、退職手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。
- ・任期中の昇給はありません。

◇休 日（勤務場所により異なることがあります。）

原則として日曜日、土曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

◇休 暇

年次有給休暇として年間 2 0 日（採用年は 1 5 日）が付与され、残日数がある場合は 2 0 日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 申込者数の状況によって、選考日又は会場を追加・変更する場合があります。
- 2 合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 3 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 4 地方公務員法第 22 条の規定により、採用後 6 ヶ月間は条件付の採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（給与等に変動はありません）。
- 5 荒天・災害時等の選考実施の有無などについては、各実施日前日の午後 6 時に伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>) に掲載します。
なお、受験者への個別連絡は行いません。



〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

(電話) 0595-22-9605

(ホームページ) <https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>



令和5年度伊賀市職員採用選考申込書

受験職種
保育士(任期付)

写真貼付欄
縦4cm、横3cm

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

令和 年 月 日現在 (←記載内容がいつ現在のものか必ず記入してください。)

フリガナ		性 別	メールアドレス	
氏 名		男 ・ 女		
生年月日	昭和 平成 年 月 日生 (満 歳)			
フリガナ				
現 住 所	〒 -		TEL	- -
	緊急連絡先(必ず記入してください。)		TEL	- -
フリガナ				
連 絡 先	〒 -		TEL	- -

(連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。)

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。))まですべて記入のこと。)*期間は必ず和暦で記入してください。

学 校 名	学部名	学科名	期 間	区 分
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退
			年 月から 年 月まで	卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退
			年 月から 年 月まで	卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退
			年 月から 年 月まで	卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退
			年 月から 年 月まで	卒見 第 学年在学

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))
※同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤 務 先	所 在 市 町 村	期 間
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで

免許資格等 (自動車運転免許を含む。)受験資格に必要な免許資格については取得見込みの場合も記入してください。

取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。
また、申込書に記載したことは事実と相違ありません。

氏名 (自署のこと。)

伊賀市告示第 12 号

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 2 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により特定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第 7 条の規定に基づき、伊賀市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (3) 提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、候補者の特定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、候補者の特定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第7条 委員は、第2条の所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部生活支援課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年2月5日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、候補者の特定が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

健康福祉部長 健康福祉部次長（医療生活福祉担当） 健康福祉部次長（こども家庭支援担当） 教育委員会事務局学校教育課長 伊賀市教育研究センター事務局長 伊賀市社会福祉協議会くらし支援課長
--

伊賀市告示第 13 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 1532	旧新	緑ヶ丘南町 東町線	起点 伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番 1 地先 終点 伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番地先	6.5～11.5	99.5
	新	緑ヶ丘南町 東町線	起点 伊賀市西明寺 2872 番 1 地先 終点 伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番地先	9.0～35.5	128.0

伊賀市告示第 14 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 1532	旧	緑ヶ丘南町 東町線	起点 伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番 2 地先 終点 伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番地先	6.5～11.5	91.0
	旧新	緑ヶ丘南町 東町線	起点 伊賀市西明寺 3860 番 1 地先 終点 伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番地先	12.7～35.5	128.0

伊賀市告示第 15 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 1532	緑ヶ丘南町 東町線	起点 伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番 1 地先 終点 伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番地先	令和 6 年 2 月 5 日

伊賀市告示第 16 号

下記の事業者を介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅
介護支援事業者として指定したので、同法第 85 条の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	合同会社ちよ
事業者の主たる 事務所の所在地	伊賀市新堂 338 番地
代表者名	代表社員 植条 広子
代表者の住所	伊賀市野村 224 番地
事業所名	ケアオフィスちよ
事業所の所在地	伊賀市新堂 338 番地
事業所番号	2 4 7 1 2 0 1 5 3 9
指定年月日	令和 6 年 2 月 1 日
サービス種類	居宅介護支援

伊賀市告示第 17 号

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱（令和 5 年伊賀市告示第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 に次の 1 号を加える。

(3) 平成 17 年 4 月 2 日以後に生まれた児童（以下「児童」という。）に対して追加給付金に加算して支給するもの（以下「子ども加算給付金」という。）

第 2 条に次の 2 項を加える。

3 子ども加算給付金の支給の対象となる者（以下「子ども加算支給対象者」という。）は、追加支給対象者のうち、当該追加支給対象者の属する世帯に児童がいるもの又は当該追加支給対象者と別の世帯であるが当該追加支給対象者が扶養している児童がいるものとする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、他の市町村から追加給付金又は子ども加算給付金と同等の給付金の支給を受ける者は、追加支給対象者又は子ども加算支給対象者としなない。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 子ども加算給付対金の額は、児童 1 人当たり 5 万円とする。

第 4 条第 1 項中「の受給権者は、支給対象者とし」を削り、「追加給付金」の次に「又は子ども加算給付金（以下「給付金等」という。）」を加え、「追加支給対象者と」を「次に掲げる給付金等の区分に応じ、当該各号に掲げる者と」に改め、同項ただし書中「追加支給対象者が」を「追加支給対象者若しくは子ども加算支給対象者が」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 給付金 支給対象者

(2) 追加給付金 追加支給対象者

(3) 子ども加算給付金 子ども加算支給対象者

第5条第4項中「申請で」を「申請等で」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「又は前項」を「、第2項」に、「申請（）」を「申請又は前項の規定による子ども加算確認書の提出若しくは申請（）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 子ども加算給付金の支給を受けようとする受給権者は、伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金（子ども加算給付金）支給要件確認書（様式第6号。以下「こども加算確認書」という。）を提出し、又は伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金（子ども加算給付金）申請書（請求書）（様式第7号）により申請しなければならない。

第6条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項第1号中「追加給付金」の次に「及び子ども加算給付金」を加え、同条第2項中「又は追加確認書の提出」を「、追加確認書又はこども加算確認書（以下「確認書等」という。）の提出」に、「、確認書又は追加確認書」を「、確認書等」に改め、同条第3項中「の本人」を「本人であることの」に、「を確認できなかった」を「の確認ができなかった」に、「申請」を「当該代理人による申請等」に改める。

第7条を次のように改める。

（申請等の受付開始日等）

第7条 申請等の受付を開始する日は、次に掲げる給付金等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 給付金 令和5年7月1日

(2) 追加給付金 令和6年1月4日

(3) 子ども加算給付金 令和6年2月19日

2 申請等の期限は、次に掲げる給付金等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 給付金 令和5年10月31日

(2) 追加給付金 令和6年3月15日

(3) 子ども加算給付金 令和6年5月31日

第8条第1項中「給付金又は追加給付金」を「給付金等」に改め、同条第2項中「第5条第3項第2号」を「第5条第4項第2号」に改め、同条第3項中「給付金又は追加給付金」を「給付金等」に改める。

第9条中「及び追加給付金」を「、追加給付金及び子ども加算給付金」に、「及び追加支給対象者」を「、追加支給対象者及び子ども加算支給対象者」に改める。

第10条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「規定により」を削り、「第7条第2項の」を「第7条第2項に規定する」に、「給付金又は追加給付金」を「当該申請等を行わなかった給付金等」に改め、同条第2項中「給付」を「同項の規定による支給」に、「第7条第2項の」を「第7条第2項に規定する」に改める。

第11条及び第12条中「給付金又は追加給付金」を「給付金等」に改める。

様式第5号の次に次の2様式を加える。

【様式第6号】

【様式第7号】

附 則

この告示は、令和6年2月16日から施行する。

伊賀市告示第 18 号

伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和6年2月16日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高による負担増を踏まえ、令和6年度において実施される定額減税の恩恵を十分に受けられない市町村民税均等割のみ課税世帯等に対して臨時的な措置として支給する物価高騰支援給付金について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者等)

第2条 伊賀市（以下「市」という。）は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者のうち、同一の世帯に属する者全員が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割が課されていない者である世帯（同一の世帯に属する者全員の令和5年度の市町村民税が非課税である世帯を除く。）の世帯主（以下「均等割のみ課税世帯給付金支給対象者」という。）に対し、伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金（以下「均等割のみ課税世帯給付金」という。）を支給する。

2 市は、均等割のみ課税世帯給付金支給対象者のうち、その者の属する世帯に平成17年4月2日以後に生まれた児童（以下「児童」という。）がいるもの又は支給対象者と別の世帯であるが当該支給対象者が扶養している児童がいるもの（以下「こども加算給付金支給対象者」という。）に対し、伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金（こども加算分）（以下「こども加算給付金」という。）を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、令和5年度の市町村民税の均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯の世帯主は、均等割のみ課税世帯給付金の支給の対象としない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、他の市町村から均等割のみ課税世帯給付金又は

こども加算給付金と同等の給付金の支給を受ける者は、均等割のみ課税世帯給付金及びこども加算給付金の支給の対象としない。

(支給額)

第3条 均等割のみ課税世帯給付金の額は、1世帯当たり10万円とする。

2 こども加算給付金の額は、児童1人当たり5万円とする。

(受給権者)

第4条 均等割のみ課税世帯給付金の受給権者は、均等割のみ課税世帯給付金支給対象者とし、こども加算給付金の受給権者は、こども加算給付金支給対象者とする。ただし、均等割のみ課税世帯給付金支給対象者又はこども加算給付金支給対象者が基準日以後に死亡したときは、当該均等割のみ課税世帯給付金支給対象者又はこども加算給付金支給対象者が属する世帯の他の世帯構成者のうちから新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、当該世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(申請等)

第5条 均等割のみ課税世帯給付金の支給を受けようとする受給権者は、伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）を市長に提出し、又は伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金申請書（請求書）（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 こども加算給付金の支給を受けようとする受給権者は、伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金（こども加算分）支給要件確認書（様式第2号。以下「こども加算確認書」という。）を市長に提出し、又は伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金（こども加算分）申請書（請求書）（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

3 受給権者は、第1項の規定による確認書の提出若しくは申請又は前項の規定によるこども加算確認書の提出若しくは申請（以下「申請等」という。）をするときは、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、受給権者本人による申請等であ

ることを証しなければならない。

(代理による申請等)

第6条 受給権者に代わり代理で申請等を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- (4) 受給権者が入所している老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等又は知的若しくは精神障害者施設の職員
- (5) 里親制度を利用している里子の里親
- (6) 配偶者等からの暴力を理由に避難している者を支援している民間の支援団体の職員
- (7) 留置施設若しくは刑事施設に留置され、又は収容されている未決拘禁者の弁護士

2 前項に規定する者が代理で申請等をするときは、確認書若しくはこども加算確認書の委任欄へ必要事項を記入し、又は委任状を添付しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理で申請等をする者（以下「代理人」という。）が当該代理人本人であること及び受給権者と代理人との間の代理関係を確認するものとする。

3 市長は、前項後段の規定による代理人本人であることの確認ができなかった場合又は受給権者と代理人との間の代理関係の確認ができなかった場合は、当該代理人による申請等を受け付けない。

(申請等の受付開始日等)

第7条 申請等の受付を開始する日は、令和5年2月19日とする。

2 申請等の期限は、令和6年5月31日とする。

(支給の決定)

第8条 市長は、申請等を受けたときは、速やかに内容を確認の上、均等割のみ課税世帯給付金又はこども加算給付金の支給を決定し、当該申請等をした受給権者（代理人を含む。以下この条において同じ。）に対し支給する。

2 市長は、前項の規定による支給をもって、当該受給権者に対する均等割のみ課税世帯給

付金又はこども加算給付金の支給決定通知に代えることができるものとする。

(均等割のみ課税世帯給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、均等割のみ課税世帯給付金及びこども加算給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請等の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めるものとする。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第7条第2項に規定する申請等の期限（以下「申請等の期限」という。）までに申請等が行われなかったときは、当該受給権者が均等割のみ課税世帯給付金（こども加算給付金の受給権者にあつては、均等割のみ課税世帯給付金及びこども加算給付金）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条第1項の規定による支給の決定を行った後、書類の不備等、受給権者の責に帰すべき事由により同項の規定による支給ができなかった場合で、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請等の期限から14日以内に補正等が行われなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により均等割のみ課税世帯給付金又はこども加算給付金の支給を受けた者がいるときは、当該者に対し既に支給した均等割のみ課税世帯給付金又はこども加算給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 受給権者は、均等割のみ課税世帯給付金又はこども加算給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月16日から施行する。

別記（第4条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 伊賀市に居住する次に掲げる者が次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合は、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）につい

ては、基準日時点で当該申出者が伊賀市に住民票が所在しない場合にも、受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者であって、基準日において居住地に住民票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者であって、自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからオまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条の規定に基づく保護命令（同条第 1 項第 1 号の規定に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号の規定に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関その他関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）により、婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された確認書が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がない（婦人保護施設等に申出者が児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）と認め

られること。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、伊賀市に居住する者（伊賀市内の施設等（第2号から第6号までに規定する施設等をいう。）に入所し、又は入居する者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの（児童及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び第6号における母子生活支援施設の入所者をいう。以下同じ。））については、受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの

園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い

第 1 号に定める措置入所等障害者又は第 2 号に定める措置入所等高齢者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者（伊賀市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合の当該措置入所等障害者・高齢者を含む。）については、受給権者とする。

(1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。

- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以後、伊賀市において住民基本台帳に記録されたときは、受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると伊賀市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、受給権者とする。

伊賀市告示第 19 号

伊賀市高齢運転者後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年2月20日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市高齢運転者後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱を廃止する告示

伊賀市高齢運転者後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱（令和3年伊賀市告示第60号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 20 号

伊賀市私立保育園等事業者支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市私立保育園等事業者支援事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市私立保育園等事業者支援事業実施要綱（令和 5 年伊賀市告示第 223 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「経費」の次に「(以下「支給対象経費」という。)」を加え、「令和 5 年 9 月」を「令和 6 年 3 月」に、「令和 3 年 9 月」を「令和 4 年 3 月」に、「とする」を「とし、次のとおり区分して支援金を支給する」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次条第 3 項の規定により算出した第 3 号に掲げる支給対象経費に係る支援金の上限額が零円以下となるときは、同号に掲げる支給対象経費に係る支援金は、支給しない。

- (1) 令和 5 年 4 月から令和 5 年 9 月までの光熱費増加分
- (2) 令和 5 年 10 月から令和 6 年 2 月までの光熱費増加分
- (3) 令和 6 年 3 月の光熱費増加分

第 4 条中「前条に規定する支援金の支給の対象となる経費」を「支給対象経費」に改め、同条ただし書中「当該額は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める額を上限」を「次項又は第 3 項に規定する上限額を限度」に改め、同条各号を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 前条第 1 号又は第 2 号に掲げる支給対象経費に係る支援金の上限額は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 利用定員が 60 人以下の特定教育・保育施設 150,000 円
- (2) 利用定員が 61 人以上 100 人以下の特定教育・保育施設 270,000 円
- (3) 利用定員が 101 人以上の特定教育・保育施設 540,000 円

3 前条第 3 号に掲げる支給対象経費に係る支援金の上限額は、前項各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める額からその者に支給された前条第 2 号に掲げる支給対象経費に係る支援金の額を減じた額とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第2号中「支援金支給確定額 円」を

附 則

この告示は、令和6年2月27日から施行する。

伊賀市告示第 21 号

伊賀市家庭支援推進事業保育用具貸与運営要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市家庭支援推進事業保育用具貸与運営要綱を廃止する告示

伊賀市家庭支援推進事業保育用具貸与運営要綱（平成 17 年伊賀市告示第 12 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。